

令和5年7月24日

公 告

防衛省陸上自衛隊今津駐屯地
業務隊長 宮 本 隆 久

防衛省陸上自衛隊あいば野演習場金吹廠舎地区及び宮の森宿営地に
おける展示即売店の出店業者の募集について

防衛省陸上自衛隊あいば野演習場内において展示即売店の設置及び経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は、同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者でないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者でないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

2 応募業種

物品販売（食品・菓子類・飲料水・酒類等）を出店できる業者

3 使用施設の所在地及び使用面積

2

(1) 所在地

滋賀県高島市今津町今津（防衛省陸上自衛隊 あいば野演習場）

(2) 店舗数及び使用面積

ア 金吹廠舎地区

店 舗 数：1店舗を基準

決定業者数に応じて、販売日数で調整する場合がある。

1店舗あたり：最大20㎡使用可能

イ 宮の森宿営地

店 舗 数：2店舗を基準

決定業者数に応じて、販売日数で調整する場合がある。

1店舗あたり：最大20㎡使用可能

※ 土地・施設使用については、国有財産法に基づく行政財産使用許可による。

4 使用許可期間

令和5年10月20日（金）から令和5年10月29日（日）（演習場整備の状況により、短縮する場合がある。）

5 募集要領等の配布

(1) 期 間：令和5年7月24日（月）午前9時から令和5年8月7日（月）午後5時まで（手渡しについては、土日祝を除く。）

(2) 配布方法

ア 手 渡 し：陸上自衛隊今津駐屯地業務隊厚生科事務室

イ ダウンロード：中部方面会計隊ホームページ内（入札公告 公募）

6 説明会

(1) 日時・場所

日 時：令和5年8月9日（水）午後3時から

場 所：陸上自衛隊今津駐屯地厚生センター図書室

携行品：募集要領、仕様書、印鑑（シャチハタ不可）

(2) 注意事項

ア 本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

イ 説明会に参加を希望される業者の方は、令和5年8月8日（火）（ただし、土日祝を除く。）午後5時までに、①会社等の名称、②出席者氏名、③連絡先・電話番号を今津駐屯地業務隊厚生科にご連絡して下さい。

（電話 0740-22-2581 内線325 担当：山崎）

7 その他

細部の内容は、募集要領による。

募 集 要 領

1 概 要

滋賀県高島市今津町今津に所在する陸上自衛隊あいば野演習場において、隊員の利便性を確保するため、展示即売店の設置及び経営する業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業者説明会に参加すること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置場所の所在地及び業種

- (1) あいば野演習場金吹廠舎地区
 - ア 所在地
滋賀県高島市今津町今津
 - イ 業 種
物品販売（食品・菓子類・飲料水・酒類等）

(2) あいば野演習場宮の森宿营地

ア 所在地

滋賀県高島市今津町今津

イ 業 種

物品販売（食品・菓子類・飲料水・酒類等）

4 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法（昭和23年6月30日号外法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 国有財産の使用許可期間

令和5年10月20日（金）から令和5年10月29日（日）（演習場整備の状況により、短縮する場合がある。）

なお、売店等の設置及び撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

(3) その他

仕様書のとおり。

5 応募手続等

(1) 業者説明会

ア 開催日時・場所

日 時：令和5年8月9日（水）午後3時から

場 所：今津駐屯地厚生センター図書室

イ 携行品

募集要領、仕様書、印鑑（シャチハタ不可）

ウ 注意事項

本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

説明会に参加を希望される業者の方は、令和5年8月8日（火）（ただし、土日祝を除く。）午後5時までに、①会社等の名称、②出席者氏名、③連絡先・電話番号を今津駐屯地業務隊厚生科にご連絡して下さい。

（電話 0740-22-2581 内線325 担当：山崎）

(2) 申請書の提出

売店等の設置を希望する者は、次のとおり提出書類を提出先に期限までに提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書1部

別紙第1のとおり。

(イ) 企画提案書

重複して応募する場合は、業種又は設置場所ごと作成すること。

別紙第2のとおり。

- a 提出部数
3部（ホッチキス止めとし、簡易な装丁とする。）
 - b 別紙第2に示す各項目の内容は、必ず記載又は資料を添付する。
 - (ウ) 応募資格の審査に必要な書類(各1部)
関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は、行わず無効とする。
 - a 業務確約書
別紙第3のとおり。
 - b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）
 - c 営業経歴書、財務諸表
 - (a) 個人：直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書
 - (b) 法人：直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等
 - d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
 - e 会社概要(様式任意、パンフレット可)
 - f 印鑑証明書（※発行後3ヶ月以内のもの）
 - g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（該当する場合のみ）
 - h 誓約書
別紙第4のとおり。
 - i 役員名簿
別紙第4付紙のとおり。
- 注：防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格審査結果通知書」の写しをb、c及びdに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

陸上自衛隊今津駐屯地業務隊厚生科

(住 所) 〒520-1621 滋賀県高島市今津町今津平郷国有地

(電 話) 0740-22-2581 内線325 担当：山崎

ウ 提出期間

令和5年8月21日（月）午後5時必着

(3) 応募者の失格

次の事項に該当する行為があつた場合は、失格とする。

- ア 提出書類が提出期間後に提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ その他、違反と認められる場合

(4) 提案修正の禁止

原則として、提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

6 選考の方法

提出された企画提案書に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

書類選考において、決定業者が基準店舗数を超えた場合には、販売日数で調整し、採点上位業者から販売日を決定する。

7 業者の決定

(1) 決定日

令和5年8月25日（金）

(2) 決定業者への連絡

公募参加業者に対して、電話等により通知する。

販売日及び販売場所については、別途調整します。

8 業者決定後の提出書類

展示即売店の設置及び経営の業者と決定された者は、下記のとおり期日までに必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 国有財産使用許可申請書（別途配布）

イ 臨時立入許可申請書立入人名簿（別紙第5）

(2) 提出先

今津駐屯地業務隊厚生科

(3) 提出期限

令和5年8月28日（月）17時（必着）

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
今津駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

陸上自衛隊あいば野演習場において、展示即売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

〈申請を行う業種〉

物品販売

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。
該当する設置場所に○印を記入する。

企 画 提 案 書

会 社 名 :

| |
|--------------------------------------|
| ア 主な販売予定商品・販売価格表又は料金価格表（付紙） |
| イ 営業日及び営業時間 （ア）営業日 （イ）営業時間 |
| ウ 従業員管理（身元管理・健康管理）及び人員配置）（200字以内） |
| エ 衛生管理方法 |
| オ 省エネルギー・環境（ゴミ・廃棄物の処理）対策方法 |

カ 自衛隊からの要望等があった場合及びクレーム・事故・トラブルが発生した場合の対応（200字以内）

キ 過去3年間の法令遵守事項

ク その他のアピールポイント
（社会貢献、自衛隊に対する協力、表彰等）

ケ 会社概要
（1）本社所在地
（2）設立年月日
（3）資本金
（4）社員数
（5）店舗数
（6）売上高

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
今津駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊あいば野演習場における展示即売店の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること

誓約書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに付紙により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運

動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1：社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2：政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長
近畿中部防衛局長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

第 号

臨時立入許可申請書

令和 年 月 日

陸上自衛隊 今津駐屯地業務隊長 殿

申請者(会社等の責任者)
職名 氏名

印

下記のとおり立ち入りたいので立入許可証を交付されたく申請します。
なお、立入りにあたっては、自衛隊の指示に従います。

記

- 立入者 会社等名
職名又は役職
氏名
現住所
生年月日(歳)
- 立入期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 用務先科等
- 立入目的
- 立入の回数

上記の者()として立入が必要と認める。

令和 年 月 日

用務先科長等官職階級氏名

印

上記の者に立入を許可する。

令和 年 月 日

今津駐屯地業務隊長

印

立入人名簿

| 番号 | 会社名 | 職名又は役職 | (フリガナ) 氏 名 | 性別 | 現住所 | 生年月日(歳) |
|----|-----|--------|---------------|----|-----|---------|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |
| 11 | | | | | | |
| 12 | | | | | | |

立入車両名簿

| 番号 | 会社名 | 車種 | 車両番号 | 備考 |
|----|-----|----|------|----|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |

仕様書（その1）

- 1 業務件名
陸上自衛隊あいば野演習場における売店等の設置及び経営
- 2 業務内容
展示即売店の設置及び経営の業務
- 3 相手方の決定
本業務を行う者については、陸上自衛隊今津駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、売店等の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 国有財産の使用許可は、近畿中部防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し又は変更することがある。
 - ア 国が許可財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
 - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。
- 5 丙の資格
丙は、以下の条件を満たしていること。
 - (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
 - (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
 - (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
 - (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- 6 国有財産使用料
丙は、乙に売店等の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
なお、国有財産使用料は、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納すること。
- 7 光熱水料
丙は、国有財産使用料とは別に、本業務に要する光熱水料を負担しなければならない。
- 8 使用場所
売店等の使用場所については、国有財産使用許可書において、乙が指定するものとする。

9 使用許可期間

令和5年10月20日（金）から令和5年10月29日（日）（演習場整備の状況により、短縮する場合がある。）

なお、売店等の設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

10 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

11 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

12 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において売店等を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2) 丙は、従事者の身元、規律の保持、風紀、衛生、人事管理等、その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

13 衛生等の保持

丙は、丙の従事者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

14 情報保全の遵守

(1) 丙は、甲、乙及び担当職員（業務隊等の長が指定する者。以下同じ。）（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上、知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに順ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2) 丙は、自らの従事者に情報保全を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

15 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し損害を賠償しなければならない。

16 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除しようとする日の1ヶ月前までに甲等に通知し、甲等の指示に従い解除することができる。この際、丙は期間に相当する使用料等に要した費用等を請求することはできない。

17 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき、業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に必ず従うこと。
- (3) 丙は、駐屯地等内への出入り及び施設への立ち入りについては、駐屯地等で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは立ち入らないこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費、その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に従うものとする。
- (6) 丙は、営業許可が必要な販売品目を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、販売するとともに担当職員に営業許可の写しを提出すること。
- (7) 丙は、故障及び商品の瑕疵（かし）等について利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (8) 丙は、店内及びその周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 丙は、油類を地面等にこぼした場合は、速やかに油類を除去し河川等の流入しない処置を講じるものとする。
- (10) 丙は、売上金額を販売最終日から3日以内に担当職員に提出すること。
- (11) 丙は、担当職員から要求があった場合は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他担当職員の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
- (12) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲又は担当職員と丙の間で協議する。

18 仕様書の細部

仕様書（その2）のとおり

仕 様 書 (その2) 物品販売 (金吹廠舎)

- 1 募集業種
物品販売
- 2 設置場所
金吹廠舎(最大20m²使用可能)
- 3 国有財産使用料
1m²あたり日額 0.29円 (消費税別)
※令和元年度の使用料であるため、変更になる場合がある。
- 4 光熱水料
別途徴収
- 5 営業日及び営業時間
 - (1) 営業日
原則として、令和5年10月20日(金)から令和5年10月29日(日)(土日含む)毎日とし、それ以外は任意又は別途協議する。
ただし、上記期間は、短縮される場合がある。
 - (2) 営業時間
1700から2100の間を基準とし、任意又は別途協議する。
- 6 販売品目等
食料品、飲料水、菓子類、酒類等
- 7 貸付物品
なし

仕様書（その2）物品販売（宮の森宿営地）

- 1 募集業種
物品販売
- 2 設置場所
宮の森宿営地（最大20㎡使用可能）
- 3 国有財産使用料
1㎡あたり日額 0.38円（消費税別）
※令和元年度の使用料であるため、変更になる場合がある。
- 4 光熱水料
別途徴収
- 5 営業日及び営業時間
 - (1) 営業日
原則として、令和5年10月20日（金）から令和5年10月29日（日）（土日含む）毎日とし、それ以外は任意又は別途協議する。
ただし、上記の期間は、短縮される場合がある。
 - (2) 営業時間
1700から2100の間を基準とし、任意又は別途協議する。
- 6 販売品目等
食料品、飲料水、菓子類、酒類等
- 7 貸付物品
なし